

時事報

政府の筋にせば日本國中の米商會所も株式取引所も一様に廢して今度は共同相場所即ち佛國西語にて云へばブールスなるものを設立するとの評判世間に流布してより相場の相場へ關係の人々へ其心配一方あらず或へ此評判を虚むと断言する者は又實なり狼狽する者あり近日至りてはいよ／＼切迫ある話しとなりて其話しの模様次第にて相場の株式へ其價と上下し甚だしきれブールスが始まりて今度の相場所が廢するとして東京あきにて相場所最寄りの地價すでも狂ふの有様ありと云ふ實に此評判こそ商賈社會の活動の種にして恐れまでも其邊の人として如何ばかりの難堪を被らぬ者あれば一時に失ふ者あり利害ある者も異の利益あらすじて失ふ者も是百年の損なり其趣は火難水難に罹りたると一般にしてブールスの評判は相場所に關係する無難の人と泣かざるものなり

折合の評判は度か實かと云ふに我輩の所見にては何分にせば實なるを信せるみと能はざる其次第ハ凡そ一國の政府なるものは如何なる組織にても社會の安寧を取せざるものなし而して此安寧とハ必ずしも政治の事にのみ關係なれど人間社會の萬事萬端都て移にして風波あさへ政事案の最も重んずる所にして利害の疊はと明白なるものにあらざれば容易に手を着ることあきを常とする責任なき人の目より覗れば人事の是れを廢して其れを興し甲を右にして乙を左にし忽ち云々の利益と生じて完全圓滿などと思ふは毎度の事あれども常に一國全面の帶失に着眼する政事案は則ち然らず傍観者の境へ難く思ふやうに氣長にして一度び定めたる事は之と變へず既に變へたる上へ復さゞと動かさず以て社會一體の安寧を維持するものあり

政事案の本色は右の如くとして今度のブールス論ふ就き果して今度の相場所は大變革と要するものあるやと尋ねるに其不完全なる箇條は甚ざ多かる可し之を諸外國の相場所に較べたらば甚ざ不完全ある可しと雖も是れ比確り相場所に限らず日本國中の人事大抵皆不完全であるはなし殊よ日本國の商法の如きは最も不完全にして有識者の毎々歎息する所なれども之と如何ともす可らざるは畢竟その界ハ其事に當る商人に在りと云はざるを得ず左れば今我國の相場所が不完全なりとて之に出入する商人の魂と俄に入替也可さにほらざれば先づ以て今度の相場の規則などを徐々に改正して次第に正によ歸せえむるの外ある可らず或ひ風聞に據れば今度のブールスの仲買は身元金を多く出すが故に身元借る者が仲買と爲りて自然に場所は風俗も改良するあらん程續の者が他の代理を勤るのみブールス果して設立せんか建物も新ある可し規則も新ある可し唯其新場所に出入する人間の種族は舊に與る可らずブールス稱號ありと雖ども其人是れ舊なり或は強ひて此種族を場所より離れて聲を立てる純然たる西洋流のブールスを作りかも西洋書中の字義ふ從て相場の事を行はんとする事の如きの有無みてハ日本國中に相場取扱の跡を記の如く見ても方々は頻りに聲響を發め

斯處に於ける「點より見ても方々は頻りに聲響を發め」とは實にせんとい官民共に心配する

所にして既に所得税の新法ハ起りたる其量中に今度のブールスは場所の税と從前よりも減ずるの風聞あり近三年間の税額を見るる

豫算 株式 末商

十七年度 八万二千八百五十五円

十九年度 七万三千二百九十九円

二十年度 四万九千三百三十二円

二十万九千四百六十六円

三十万二千三十三円

一十六万四千八百二十四円

少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

故さらに乗る經濟の本意にあらず又我政府の決して

あり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

の相場所は異なる可らざるは明白なる勢にして政事案の飽くまで知る所あり又これを設立するが爲めに無數の人を苦しめ平地に波瀾を起すの不利あるも政事案の圖より知る所又して然かも政事案の本色は社會の安事を重んずるものあり又ふの困難不利を犯しても歲入を増すの見込みあれば一時財政上の都合に任せて施行するほどもあらんなれども之を施行して却て歲入を減少せば失はれは他に深き意味あるものと認めざるを得るなり

ア例トス 買入人ニ於テ納付スヘキ國債代金ヲ既付スルノ代金ハ納受ケタル月ヨリ三箇月目ノ二十日限り納付スヘシ

但起算ノ法一月内ニ拂下ケタル代金ヲ三月二十日限ナリ納付スルヲ以

とあり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

故さらに乗る經濟の本意にあらず又我政府の決して

あり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

の相場所は異なる可らざるは明白なる勢にして政事案の飽くまで知る所あり又これを設立するが爲めに無

數の人を苦しめ平地に波瀾を起すの不利あるも政事案の圖より知る所又して然かも政事案の本色は社會の安

事を重んずるものあり又ふの困難不利を犯しても歲入を増すの見込みあれば一時財政上の都合に任せて施行するほどもあらんなれども之を施行して却て歲入を減少せば失はれは他に深き意味あるものと認めざるを得るなり

ア例トス 買入人ニ於テ納付スヘキ國債代金ヲ既付スルノ代金ハ納受ケタル月ヨリ三箇月目ノ二十日限り納付スヘシ

但起算ノ法一月内ニ拂下ケタル代金ヲ三月二十日限ナリ納付スルヲ以

とあり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

故さらに乗る經濟の本意にあらず又我政府の決して

あり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

の相場所は異なる可らざるは明白なる勢にして政事案の飽くまで知る所あり又これを設立するが爲めに無

數の人を苦しめ平地に波瀾を起すの不利あるも政事案の圖より知る所又して然かも政事案の本色は社會の安

事を重んずるものあり又ふの困難不利を犯しても歲入を増すの見込みあれば一時財政上の都合に任せて施行するほどもあらんなれども之を施行して却て歲入を減少せば失はれは他に深き意味あるものと認めざるを得るなり

ア例トス 買入人ニ於テ納付スヘキ國債代金ヲ既付スルノ代金ハ納受ケタル月ヨリ三箇月目ノ二十日限り納付スヘシ

但起算ノ法一月内ニ拂下ケタル代金ヲ三月二十日限ナリ納付スルヲ以

とあり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

故さらに乗る經濟の本意にあらず又我政府の決して

あり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

の相場所は異なる可らざるは明白なる勢にして政事案の飽くまで知る所あり又これを設立するが爲めに無

數の人を苦しめ平地に波瀾を起すの不利あるも政事案の圖より知る所又して然かも政事案の本色は社會の安

事を重んずるものあり又ふの困難不利を犯しても歲入を増すの見込みあれば一時財政上の都合に任せて施行するほどもあらんなれども之を施行して却て歲入を減少せば失はれは他に深き意味あるものと認めざるを得るなり

ア例トス 買入人ニ於テ納付スヘキ國債代金ヲ既付スルノ代金ハ納受ケタル月ヨリ三箇月目ノ二十日限り納付スヘシ

但起算ノ法一月内ニ拂下ケタル代金ヲ三月二十日限ナリ納付スルヲ以

とあり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

故さらに乗る經濟の本意にあらず又我政府の決して

あり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

の相場所は異なる可らざるは明白なる勢にして政事案の飽くまで知る所あり又これを設立するが爲めに無

數の人を苦しめ平地に波瀾を起すの不利あるも政事案の圖より知る所又して然かも政事案の本色は社會の安

事を重んずるものあり又ふの困難不利を犯しても歲入を増すの見込みあれば一時財政上の都合に任せて施行するほどもあらんなれども之を施行して却て歲入を減少せば失はれは他に深き意味あるものと認めざるを得るなり

ア例トス 買入人ニ於テ納付スヘキ國債代金ヲ既付スルノ代金ハ納受ケタル月ヨリ三箇月目ノ二十日限り納付スヘシ

但起算ノ法一月内ニ拂下ケタル代金ヲ三月二十日限ナリ納付スルヲ以

とあり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

故さらに乗る經濟の本意にあらず又我政府の決して

あり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

の相場所は異なる可らざるは明白なる勢にして政事案の飽くまで知る所あり又これを設立するが爲めに無

數の人を苦しめ平地に波瀾を起すの不利あるも政事案の圖より知る所又して然かも政事案の本色は社會の安

事を重んずるものあり又ふの困難不利を犯しても歲入を増すの見込みあれば一時財政上の都合に任せて施行するほどもあらんなれども之を施行して却て歲入を減少せば失はれは他に深き意味あるものと認めざるを得るなり

ア例トス 買入人ニ於テ納付スヘキ國債代金ヲ既付スルノ代金ハ納受ケタル月ヨリ三箇月目ノ二十日限り納付スヘシ

但起算ノ法一月内ニ拂下ケタル代金ヲ三月二十日限ナリ納付スルヲ以

とあり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

故さらに乗る經濟の本意にあらず又我政府の決して

あり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

の相場所は異なる可らざるは明白なる勢にして政事案の飽くまで知る所あり又これを設立するが爲めに無

數の人を苦しめ平地に波瀾を起すの不利あるも政事案の圖より知る所又して然かも政事案の本色は社會の安

事を重んずるものあり又ふの困難不利を犯しても歲入を増すの見込みあれば一時財政上の都合に任せて施行するほどもあらんなれども之を施行して却て歲入を減少せば失はれは他に深き意味あるものと認めざるを得るなり

ア例トス 買入人ニ於テ納付スヘキ國債代金ヲ既付スルノ代金ハ納受ケタル月ヨリ三箇月目ノ二十日限り納付スヘシ

但起算ノ法一月内ニ拂下ケタル代金ヲ三月二十日限ナリ納付スルヲ以

とあり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

故さらに乗る經濟の本意にあらず又我政府の決して

あり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

の相場所は異なる可らざるは明白なる勢にして政事案の飽くまで知る所あり又これを設立するが爲めに無

數の人を苦しめ平地に波瀾を起すの不利あるも政事案の圖より知る所又して然かも政事案の本色は社會の安

事を重んずるものあり又ふの困難不利を犯しても歲入を増すの見込みあれば一時財政上の都合に任せて施行するほどもあらんなれども之を施行して却て歲入を減少せば失はれは他に深き意味あるものと認めざるを得るなり

ア例トス 買入人ニ於テ納付スヘキ國債代金ヲ既付スルノ代金ハ納受ケタル月ヨリ三箇月目ノ二十日限り納付スヘシ

但起算ノ法一月内ニ拂下ケタル代金ヲ三月二十日限ナリ納付スルヲ以

とあり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

故さらに乗る經濟の本意にあらず又我政府の決して

あり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

の相場所は異なる可らざるは明白なる勢にして政事案の飽くまで知る所あり又これを設立するが爲めに無

數の人を苦しめ平地に波瀾を起すの不利あるも政事案の圖より知る所又して然かも政事案の本色は社會の安

事を重んずるものあり又ふの困難不利を犯しても歲入を増すの見込みあれば一時財政上の都合に任せて施行するほどもあらんなれども之を施行して却て歲入を減少せば失はれは他に深き意味あるものと認めざるを得るなり

ア例トス 買入人ニ於テ納付スヘキ國債代金ヲ既付スルノ代金ハ納受ケタル月ヨリ三箇月目ノ二十日限り納付スヘシ

但起算ノ法一月内ニ拂下ケタル代金ヲ三月二十日限ナリ納付スルヲ以

とあり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

故さらに乗る經濟の本意にあらず又我政府の決して

あり株式商兩様の税を合すれば三十餘萬圓の高な

り少數あざと雖も既に納稅の習慣を成しらるもの

の相場所は異なる可らざるは明白なる勢にして政事案の飽くまで知る所あり又これを設立するが爲めに無

數の人を苦しめ平地に波瀾を起す